

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

(宛先)

富 士 市 長

年 月 日 提出

給 (特 与 別 徴 収 義 務 者) 支 払 務 者	住所(居所)又は 所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号	
	フリガナ		担 当 者 連 絡 先	所属
	氏名又は名称			氏名
	法人番号 又は個人番号			電話

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。
 ◎変更する事項のみ記載してください。ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。
 ◎誤読を避けるため、フリガナは必ず付けてください。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事 項	変 更 前 (旧)	変 更 後 (新)	
フリガナ			
住所(居所)又は 所在地	〒	〒	
フリガナ			
方書			
フリガナ			
名称			
法人番号 又は個人番号			
電話番号			
関係書類送付先	〒	〒	
〔 上記所在地と異なる場合 に記載してください。 〕			
変更理由	1 名称変更 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 (<input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上消滅) <input type="checkbox"/> 分割による変更 <input type="checkbox"/> その他 ()		
〔 該当の□に✓を 記載してください。 〕	2 所在地変更 <input type="checkbox"/> 事務所等が移転 (登記簿変更有) <input type="checkbox"/> 送付先変更 (登記簿変更無) <input type="checkbox"/> その他 () 3 その他 <input type="checkbox"/> 徴収の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> 事業の休止 <input type="checkbox"/> 事業の廃止 <input type="checkbox"/> その他 ()		
合併・吸収及び 分割の場合に 記載してください。	合併・吸収・分割先の名称	(注) 「法人番号変更」、「代替わり」、「法人成り」、「個人成り」、の場合は新規事業所扱いとなり、既存の指定番号を使用することはできません。特別徴収を継続する場合は給与所得者異動届出書と特別徴収への切替届出書を別途提出してください。	
	法 人 番 号		
	合併・吸収・分割後の指定番号		
	1 旧特別徴収義務者の指定番号()を継続使用する。 2 合併・吸収・分割先の指定番号()を使用する。 3 新規に指定番号を取得する。		
	2・3の場合は、給与所得者異動届出書を別途提出してください。		
		入力	
		検算	

★各種届出書類は富士市ウェブサイト内の個人の市民税・県民税関係提出書類からダウンロードできます。

◎送付先 〒417-8601
 静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市役所市民税課
 (電 話 0545-55-2734)